

事務事業評価票〔市単独補助金〕 平成 29 年度

		担当課	こども課			
基本事項	補助金(事業)名	障害児保育事業費補助金			整理番号	1001
	根拠法令等	島原市障害児保育事業実施要綱、島原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱			実施を義務付ける規定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第8章 健康で生きがいある生活を支える	予算科目	3 款 2 項 1 目	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 新規	
		節 第4節 子育て支援の充実	区分	団体の運営費に対するもの		
事業の概要等	補助金交付の対象(団体名等)	市内各保育所(20か園)及び認定こども園(5か園)			実施期間	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 15年度から <input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 年度まで
	事業の背景及び概要(現状、課題)、または交付団体の活動目的、活動内容など	<p>急速に少子化が進み、子どもが健全に育つ社会環境・自然環境・家庭環境が大きく変化していく中で、安心して子どもを生み、育てることができる社会となるために、また、女性の就労と家庭生活を両立させるために、児童の教育・保育を行う保育所等の果たす役割は重要である。</p> <p>なかでも障がい児にとって、保育所等での集団生活は、心身の健全な発達に効果があり、また障がい児を持つ家庭への子育て支援を実施する当該事業は必要不可欠な事業と位置付けており、市では予算の範囲内において保育所等に運営費補助を行うもの。</p> <p>※平成14年度までは国庫補助事業として実施していたが、平成15年度から交付税化され、一般財源による事業となった。</p>				
	目指す成果 (交付対象団体等をどのような状態にしたいのか)	<p>保育所等において、専門的な知識・経験を有する保育士等を配置し、障がい児の受入の促進を図ることにより、その障がいの特性に応じた集団生活を通じ、児童の心身の健全な発達を支援するとともに、障がい児を持つ家庭への子育て支援を実施し、福祉の増進を図るもの。</p> <p>(対象児童) H25-11人 H26-12人 H27-11人 H28-2人</p>				
補助金交付内容等 (積算基礎等)	<p>保育を必要とする障がい児を受け入れるに当たり、障がい児保育に必要な専門的知識・経験を有する保育士の加配を行う私立保育所に対し、補助を行う。(対象児童4人につき概ね1名以上加配)</p> <p><補助額> 平成15年度～ 対象児童一人当たり 月額74,140円 平成16年度～20年度 " 月額74,000円 平成21年度～26年度 " 月額70,000円 平成27年度～ " 月額63,000円</p> <p>※平成28年度予算にかかる事業から 63,000円×各月初日現在の対象児童数から1名を減じた数×入所月数</p>					
事業費等の推移	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	区分	実績	実績	実績	実績	予算額
	補助金交付額(千円)	8,680	10,010	8,190	1,512	4,536
	① 団体等事業費(千円)	8,680	10,010	8,190	1,512	4,536
	② 歳入内訳(千円)					
	会費等					
	前年度繰越金					
市補助金	8,680	10,010	8,190	1,512	4,536	
その他の助成金						
その他雑収入						
次年度繰越金(②-①)	0	0	0	0	-	
28年度の当該団体等の事業費の主な内訳(市補助金が充当されていると思われるものから順に記載) (単位:千円)						
項目		金額	項目		金額	
人件費		1,512				
補助金の使途についての特記事項等						

◎1次評価(自己評価)

○視点別分析		
視 点	現 状 分 析	説 明
① 助成事業の効果	<input checked="" type="radio"/> 意図した効果があがっている <input type="radio"/> ある程度効果がある。 <input type="radio"/> あまり効果がない <input type="radio"/> 分析できない <input type="radio"/> 事業効果は後年度	<p>本事業の実施により、障がい児の受入について全保育所で可能としており、実際に受入を行っている園では、児童の障がいの特性に配慮した職員配置を行い、また一般の児童と集団保育の実施により、当該障がい児の発達支援が行われていることから効果があがっている。</p>
② 市の関与の必要性	<input checked="" type="radio"/> 必要性は薄れていない <input type="radio"/> 少し薄れている <input type="radio"/> 薄れている <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/> 該当しない	<p>児童福祉法において保育を必要とする児童に対する保育の実施については、市町村が行うものと規定されており市の関与は妥当である。</p> <p>また、保育を必要とする障がい児の受入は、当該児童の心身の健全な発達促進及び保護者への子育て支援を推進するものであるため、必要不可欠な事業である。</p>
③ 団体の事業内容や助成の在り方等の見直し必要性	<input checked="" type="radio"/> 見直しの必要はない <input type="radio"/> 検討の余地はある <input type="radio"/> 見直しの必要あり	<p>障がい児の受入については、専門的知識を有する保育士が必要であり、当該職員に従事させるために、保育所等への財政的支援が必要である。</p>
○総合評価と今後の方向性		
総合評価	判 定	<input checked="" type="radio"/> A 継続(特段の見直しは行わない) B 見直しのうえで実施 <input type="radio"/> B1 事業規模の拡大 <input type="radio"/> B2 事業規模の縮小 <input type="radio"/> B3 事業内容の改善 <input type="radio"/> B4 その他の見直し 休止・廃止の具体的な方向性 <input type="radio"/> C 休止(隔年実施など) —▶ () <input type="radio"/> D 廃止(終期の設定も含む) —▶ ()
	判 定 理 由	<p>本事業は、児童の心身の健全な発達促進及び保護者への子育て支援を推進するものとして、障がい児の保育サービス提供に貢献している。</p>
今後の課題と見直しの方向性(総合評価判定がB1～B4の場合)	課 題	
	見直しの方向性	

◎2次評価

判 定	<input type="text" value="A1特段の見直しを行わず、現行のまま継続"/> ▼
備 考	<p>障害児教育の推進、子育て支援の観点から重要な事業である。補助金額の算出について平成28年度に見直しを行っており、現行のまま継続実施することが適当と判断した。</p>

◎3次評価

判 定	<input type="text" value=""/> ▼
備 考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況 (☑)

<input type="checkbox"/> 補助額の削減 <input type="checkbox"/> 補助額の増加 <input type="checkbox"/> 補助の休止若しくは廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 ⇒ 予算措置額の増減 756千円
--

備 考	
-----	--